

その行動、大丈夫？

# インターネットと人権

～自分も相手も傷つかない・傷つけないために～



社人研  
だより  
No.18

2026年2月発行

## インターネットで次のような行動をした経験はありませんか？

- ☑ 他人への差別や暴力的な言葉を書き込んだ → **誹謗中傷**

某テレビ番組に出演したプロレスラーがSNSやネット等で中傷の被害

- ▶ 心身ともに追い詰められ、自ら命を絶つ



- ▶ **事件後、誹謗中傷をしたとして20代男性と30代男性を逮捕**

- ☑ 自宅や部屋、学校の制服、友だちとの写真など、個人情報に繋がる可能性のある情報を掲載した → **個人情報の特定**

SNS等で自分の写真や近況を投稿

- ▶ 学校や自宅の住所等が特定された

- ▶ **事実無根の情報が拡散された、ストーカー被害に遭った等**



- ☑ 他人が撮影した写真や描いた絵、住所・連絡先などを無断で掲載した
- ☑ 「いいね」を多く得るために、事実を誇張して投稿した → **SNSトラブル**

悪口や悪質な噂が書き込まれたサイトを見た

- ▶ 「いいね」と反応した、そのサイトを拡散した



- ▶ **名誉毀損罪に問われ、慰謝料を請求された**

- ☑ 真偽不明の情報を「面白いから」だけで拡散した
- ☑ 事実ではない動画等をAI等で作成して投稿した → **デマ・フェイクニュースの拡散**

地震発生直後、街を歩くライオンの画像とともに「地震で動物園からライオンが放たれた」と投稿

- ▶ 動物園に問い合わせが殺到、対応・緊急連絡などに支障

- ▶ **偽情報を投稿した男性を偽計業務妨害で逮捕**



**！ これらの行動はあなたや他の人を傷つけ、時には犯罪につながることも！ ！**

なぜこんなことが起こるのか？

### インターネット上での人権侵害の特徴

ネットに情報がひとたび載ってしまえば、瞬く間に世界中へ広がってしまう **拡散性**

対面では言えないような誹謗中傷や差別的な書き込みが行われやすい **匿名性**

ネット上の情報は、完全削除が困難な場合、被害が長期にわたる可能性がある **削除困難性**

不確かな情報や興味本位の書き込みが、パソコン等から安易に行われてしまう **情報発信の手軽さ**

画面の向こうに傷つく人がいるという意識が薄れがちになる **相手意識の希薄化**

**差別、プライバシーの侵害、名誉毀損、ネットいじめ等が深刻化！**

- 誹謗中傷等の書き込みをされたらどうする？
- 人権侵害をなくすためのマナーやルールは？

➡ **裏ページへGO!** ➡

## もし、誹謗中傷等の書き込みをされたら…

### ① その情報と距離をおく

無視する、または「ミュート」や「ブロック」機能等でその情報を一時的に「見えなくする」方法があります。

### ② 削除依頼をする

サイトや掲示板管理者に「通報」や「問い合わせ」をし、投稿削除を依頼することができます。

### ③ 一人で悩まず、公的機関・相談窓口などに相談する

一刻も早く解決するためにも、信頼できる人に相談したり公的機関・相談窓口に連絡したりしましょう。

※人権相談(法務省) <https://www.jinken.go.jp/> 等

## 人権侵害をなくすための

## マナーとルール

- 相手を傷つける可能性がないか考えて発信する
- 他人の写真や個人情報を、本人の許可なく投稿しない
- 他人の発言に対して無責任に便乗しない、エスカレートさせるような書き込みをしない
- 情報を拡散する前に、その情報が正しいか確認する
- 自分と異なる意見でも、冷静に落ち着いて対応する
- 自分の名前や住所など個人情報を安易に載せない



ネットを利用する際のマナーやルールに関する正しい理解を深め、「自分の権利を守る」・「相手の尊厳を守る」行動を心がけましょう。

## 第2回「身近なじんけん講座」について【終了】

【開催日】 令和7年10月22日(水) **参加者60名**

【テーマ】 外国人の人権について

【講師】 黒田紅羽さん (BIC事業協同組合)

### 参加者の感想 (アンケートから抜粋、一部)

外国籍の人に対する理解はある程度あると思っても、文化の違いに時々「???」と思うことがあったが、「違いは間違ではない」という言葉がとても心に響きました。(20代)

自分が知らなかっただけで、多くの外国人に支えられていると感じた。(40代)

(「日本は少子・高齢化が進んでいることで深刻な労働力不足になっている、外国からの労働者も受け入れることで日本の社会性や経済を保つことができている。外国籍住民が年々増えている理由の一つ。」という話に対して)

地域イベント、伝統行事も外国の方が支えてくれていることを知れた。(30代)

文化の違いをお互いが理解する必要があると感じた。(50代)

## 今後のお知らせ

### じんけんを考える市民のつどい

【日時】 令和8年2月14日(土)

10:00~ 入選作品表彰式

11:00~ 人権講演会

<人権講演会の講師について>

NPO法人自立支援センターおおいた  
理事 折田 聡美 さん

【場所】 豊後高田市中央公民館 大ホール

### 第3回身近なじんけん講座

【日時】 令和8年2月25日(水)

19:00~20:00

【場所】 ・市役所高田庁舎 2階コスモスホール  
・オンライン参加 (Zoom)

【講師】 小原 猛 さん

(玖珠町立くす若草小中学校 校長)



申込フォーム

### 人権・福祉まつり「ふれあい広場」

【日時】 令和8年3月8日(日)

10:00~13:00

【場所】 隣保館、児童館、高田小学校校体育館

## 豊後高田市社人研 (豊後高田市社会人権教育・部落差別解消推進研究会) とは？

人権問題の解決に研究・教育を通じて貢献することを目的に、教育委員会、青少年健全育成やPTA等の社会教育関係の団体の代表によって構成されています。主体的に学習し、また、人権意識の高揚が図れるよう、各種研修会の開催や社人研だよりを発行するなどして、啓発活動を行っています。

## 【発行】 豊後高田市社会人権教育・部落差別解消推進研究会

(事務局: 教育総務課生涯学習係) TEL: 0978-53-5112 FAX: 0978-53-4731

